

平成 31 年度林業労働環境整備事業

## 林業機械レンタル料の助成

### 都内の森林整備で活用する林業機械のレンタル経費の一部（1/2 以内）を助成します。

＜対象者＞ 以下のいずれかに該当する林業事業者

- ① 東京都林業事業者認定要綱に基づき、林業事業者改善計画の認定を受けた事業者
- ② 自らが所有又は管理権限を持つ森林において素材生産を行う林業事業者
- ③ 当該機械を森林経営計画樹立森林において使用する林業事業者

＜対象機械＞

- ・ハーベスタ ・ フェラーバンチャー ・ プロセッサ ・ スキッド ・ タワーヤーダ ・ スイングヤーダ ・ フォワーダ
- ・ザウルスロボ ・ 林内作業車 ・ グラップルソー ・ グラップルクレーン ・ グラップル付トラック ・ バックホウ
- ・ログローダ ・ ラジコン式自走搬機 ・ モノレール ・ 移動式製材機 ・ 移動式杭加工機 ・ 移動式チップパー
- ・自走式ウインチ ・ グラップル付バックホウ ・ ロングリーチグラップル ・ トラック ・ ユニック付トラック 等

＜助成対象期間＞

原則 2019 年 4 月 1 日～2020 年 2 月 28 日まで

※2020 年 2 月末までにレンタルした機械が対象です。

＜申請時期＞

随時受付（何度でも申請可）・・・レンタルする事業内容が確定した時点で申請してください。

※但し、助成金の予算がなくなり次第、受付終了となります。

＜申請方法＞

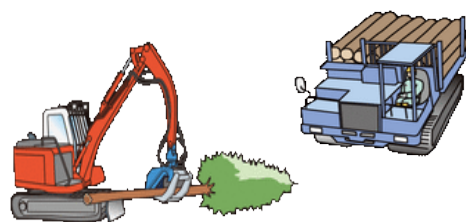
機械使用前に、レンタル会社からの見積書（借用期間が確定した内容のもの）を添付した助成金交付申請書および事業計画書を提出してください。

＜助成金の受取り＞

随時支払い・・・レンタル料を支払い後、実績報告手続きが完了次第、随時お支払いします。

※ 期間内、何度でも申請できます。

※ レンタル料金に係る消費税は助成の対象外です。



東京都林業労働力確保支援センター

〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-8-1

(公財)東京都農林水産振興財団 <http://www.tokyo-aff.or.jp/>

TEL 042-528-0643

FAX 042-528-0619